

販売規約

■第1条(総則)

アセットマネジメント(以下甲という)は、晴馬購入契約者(以下乙という)に対し、晴馬販売契約約款(以下約款という)に定める内容で販売を行うものとする。

■第2条(物件)

甲は乙に対し、コンピュータソフトウェアの販売を行う。尚、物件とは「競馬投資ソフト晴馬シリーズ」を言う。

■第3条(物件の引渡し)

甲は乙に対し、物件を乙の指定する方法(Webからのダウンロード)にて引渡す。また、バージョンアップに関しては基本的に乙がWebよりダウンロードして行うものとし、甲より無償にて提供する。

■第4条(物件の使用)

(1) 乙は、物件の引渡しを受けた時から物件を使用できるものとする。この場合、乙は善良な管理者の注意を以って使用するものとし、使用に際しては法令の定め官公庁等の規則、指示を遵守する。

(2) 乙は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つよう、保守、点検、および整備を行うものとする。

(3) 甲は、乙が物件を使用するに当たり1ユーザーの使用に限り承諾する。

(4) 乙は、物件を営利目的や情報提供等に使用してはならない。

■第5条(使用保証期間) 使用保証期間は、商品納入時より1年間とする。

■第6条(販売価格)

(1) 乙は、甲に対して商品利用代金を支払う。

(2) 商品利用代金は、入会金と月会費からなる。

(3) 前項の商品利用代金は如何なる理由があろうとも返還しない。

■第7条(消費税の負担)

消費税は、乙が負担する。

■第8条(担保責任)

(1) 甲は乙に対して、物件引渡し時において物件が甲指定の環境において甲が定めた仕様に従った性能(以下性能という)を備えていることのみを担保し、乙の使用目的への適合性については担保しない。

(2) 乙は甲から物件の引渡しを受けた後、1週間までに不備の申し立てがなかった場合は、物件は乙に引渡されたものとする。

■第9条(担保責任の範囲)

(1) 乙の責によらない事由で生じた機能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、甲は物件を修理または交換するものとする。

(2) 日本中央競馬会(JRA)、JRA-VAN、および電話投票PATのシステムが仕様変更を行った場合、本物件が使用不能となる場合があることを乙は予め了解するものとする。

(3) 競馬投資ソフト晴馬に関する、機能・仕様等について随時、変更・追加・削除が行われる事を予め了解するものとする。

(3) 甲は前項に定める以外には物件の担保責任を負わない。

■第10条(免責)

甲、甲の代理店、特約店およびソフト著作権者は、いかなる場合も乙の逸失利益、特別な事情から生じた損害(損害発生につき甲、甲の代理店、特約店およびソフト著作権者が予見し、または予見し得た場合を含む)および第三者から乙になされた損害賠償について一切の責任を負わない。

■第11条(情報)

乙から甲に返還された物件の内部に記録されているいかなる情報についても、乙は甲に対し、返還、修復、削除、賠償などの請求を行うことができない。また、乙は、甲の承認なしに本契約の内容、提供されたソフトウェアに係る情報、その他の甲から得たソフトウェア関連情報を第三者に漏らさない。

■第12条(契約の解除)

乙が本契約に違反したことが判明した場合には、甲は何らかの通知勧告を要せずに直ちに本契約を解除する。

■第13条(ソフトウェアの複製等の禁止)

乙は物件ソフトウェアに関して次の行為を行うことはできない。

- (1) 有償、無償にかかわらずソフトウェアを第三者へ譲渡し、または使用権設定を行うこと。
- (2) ソフトウェアを複製すること。
- (3) ソフトウェアを変更し、または改作すること。

■第14条(購入について)

馬券の購入について、全ては乙の責任において行うものとし、甲は取引に関する損害賠償は一切行わない。

■第15条(物件の譲渡等の禁止)

乙は、物件を第三者に譲渡し、または物件について質権、抵当権、譲渡担保権、その他一切の権利を設定することはできない。

■第16条(合意管轄)

販売契約について訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

■第17条(特約条項)

商品購入契約について、甲、乙合意のうえ別途書面により特約を定めた場合は、その特約はこの競馬投資ソフト馬券販売契約約款に優先して適用されるものとする。

以上